

Title	〔行政法一ニ〕 團體役員辭任の意思表示と公職選舉法第一〇四條の關係 (昭和三四年三月三〇日最高裁判所第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.11 (1960. 11) ,p.84- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601115-0084">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601115-0084</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔行政法 一二〕 團體役員辭任の意思表示と公職選舉法第一〇四條の關係

〔昭和三四三年三月三〇日最高裁判所第一小法廷判決  
昭和三三年(才)第一一九號市長選舉當選の効力に關する訴願裁決取消請求事件  
第一審 昭和三三年九月二十九日福岡高等裁判所第二民事部判決〕

【判示事項】 佐賀縣モーターボート競走會會長辭任の意思表示の解釋

【參照條文】 地方自治法第一四二條 (昭和三二年法律第一四七號による改正前のもの)、公職選舉法第一〇四條 (昭和三一年法律第一四八號による改正前のもの)

【事實】 上告人(原告) Kは、昭和二六年一二月佐賀縣モーターボート競走會の設立以來、同會の會長理事であつた。而して、同人は、昭和三〇年四月三〇日執行の唐津市長選舉に立候補し、同五月一日の選舉會において當選人と決定され、同月二日同市選舉管理委員會より當選の告知をうけた。

しかるに、同月九日補助參加人より同市選舉管理委員會にたい

し、Kの當選の効力に關する異議の申立があつたが、同委員會は、同月二五日、この申立を棄却した。補助參加人は、さらに、同月二八日、佐賀縣選舉管理委員會にたいし訴願をなし、同委員會は、九月二八日、訴願請求をみるとめ、原決定を取消しKの當選を無効とする旨の裁決を下した。

このため、Kは、第一審福岡高等裁判所にたいし、訴の提起をなした。

原審における主なる争點、ならびに、判示の概要はつきのごとくである。

唐津市と佐賀縣モーターボート競走會との關係は、地方自治法第一四二條に定める場合にあたり、同市の長たる市長は、同競走會の

理事の地位につくことは許されない。

右競走會の會長もしくは理事の辭任については、定款になんら特別の定めなきゆえ、これらの辭任は、口頭たると書面たるを問はず、その意思表示が右競走會の受領權限ある機關に到達したとき、その効力が發生すると解せられる。

これ等を前提とし、争點、ならびに、原審裁判所の認定を整理する。

原告は、市長當選の告知をうけた日（五月二日）の前日（五月一日）までに、競走會會長辭任の意思表示をなした。したがつて、當選の告知をうけた日には、右會會長の職を辭していたゆえ、公職選舉法第一〇四條による選舉管理委員會への届出の必要を否定する。しかし、裁判所は、右競走會にたいする辭任届を有効のものともみえず、五月二日に辭任届が競走會により受理された、と判断する。ただし、この書面は、原告が競走會會長の職のみ辭したものとみえる。

これにたいし、Kは右競走會の會長を辭任する旨の意思表示により、當然同競走會の理事辭任の効果も發生するという。しかし、同競走會の定款によると、會長は理事の中から選任するとともに、會長とは會の内部關係においての名稱にすぎぬことが察せられる。而して、地方自治法第一四二條にいう法人の無限責任社員、……に準

すべきものとは、本件の場合理事をさすと考えねばならない。さらに、會長を辭任すれば當然に理事をも辭するとの定めは、定款中にも、法律の規定にも、これを發見することはできない。

したがつて、Kは、市長選舉當選告知前に競走會會長を辭任したか否かはともかく、同會理事を辭任していないと判断される。ゆえに、右告知の日から五日以内に、理事辭任の届出を市選舉管理委員會に提出しないときは、その當選の効力は無効となる。

しかるに、Kは、所定の期間内にかかる届出をなした事實を肯認するにたる證據はない。したがつて、Kは、本件唐津市長選舉の當選を失つたものといわねばならない。

【上告理由】 これにたいする上告理由は、各争點ならびに、原審認定の各事項につき、非常に詳細に論ぜられている。ここでは、これ等のすべてをのべることができない。したがつて、上告審判旨に關係のある限度で、その要旨をしるす。

Kの競走會會長辭任は、兼職禁止規定に抵觸することを慮つてなしたもののゆえ、競走會の役員地位からさる意思でなしたものであることは疑のないところである。「凡そ吾人は或る目的を達するたために行動するものであり、そのためにする意思表示は、それに相應した内容を有するものと解しなければならぬ。故に文書により意思表示が爲された場合にその内容を確定するについては文字に拘泥

せず論理の法則經驗則に従つて當事者の眞意を探究すべきである(大正一四年(才)第一一〇號同年八月三)。また意思表示を解釋するに當り之を一の意義に解すれば或効果を生ぜしめ得るも他の意義に解すれば何等の効果も生ぜしめ得ないときには他に特別の事情のない限り或る効果を生ずる意義に解すべきものである(大正二年(才)四三四號同決民録二〇輯九五四頁。大正一五年(才)四二四號)。(四年一月二〇日大審院判同年一月一日大審院判決法律新聞二六五三號九頁)。(四四二頁・四六三頁)したがつて、會長辭任屆を、かりに、會長のみ辭し、理事には依然とどまる行爲と解すればまったく無意味な行爲となる。したがつて、右辭任は、會長理事を辭任する趣旨よりなされたものと解すべきである。

さらに競走會においては、會長理事を會長とよび、副會長理事を副會長とのみ呼ぶ慣行があり、會長をやめるといふ語は、會長も理事もやめるといふことを包括しており、上告人も競走會も右のごとく解して意思表示をなし、かつ、これをうけた以上、この意思表示は會長理事辭任の効果を生ずるものと解さねばならない。

また、原審判決はいう。定款には會長を辭任したら當然に理事の地位を失う旨の定めもないし、會長を辭任すれば當然理事を辭任したことになるとの法律上の根據もないと。これは、上告人が會長たけを辭任したとの誤りたる前提にたつものである。そもそも、意思表示は、先ず表意者が如何なる趣旨でその意思を表示したかにより

その内容が定まり、他面意思表示の受領者も表示者と同じように、その意思表示の意義を解したならば、その趣旨にしたがつた内容の意思表示として効力を生ずる。この點、本件についてみると、上告人も競走會もともに、上告人が會長理事を辭任すると解しているところ、文字にのみとられ、會長のみ辭任と解するは、意思表示の眞意を曲解するものといわねばならない。(その他の上告理由については、判旨に直接關係なきゆえ省略する。)

【判旨】 破棄差戻。齋藤・入江・高木の三裁判官全員一致。

原判決は、原告(上告人)が佐賀縣モーターボート競走會の會長のみを辭任したもので、同會の理事を辭任したものでないと認定している。しかし、上告人の辭任の意思表示の趣旨は、從來の同會役員選任手續にかんする慣習や、辭任の動機等をも考慮して論理の法則と經驗則の教える所にしたがい、表意者の眞意を探究して、できるだけその意思に副うように解釋すべきである。而して、右競走會會長選任にかんする從來の慣例をみると、會長選任にあたり、理事に選任したうえ、その互選とすることなく、單に會長に選任する慣例がそんなしてきた。一方、上告人の會長辭任の動機もまた、市長との兼職禁止規定を回避せんとするにあつたことも明白である。しかるとき、もし、會長のみを辭任し、同會理事を辭任しなかつたと解するためには、かく認定すべき特段の合理的理由が示されねばなら

ない。しかるに、原判決は、會長辭任にかんする文書の文言のみより判断し、本件競走會の内部關係の名稱にすぎない會長のみを辭任したと判断し、これにかんする特別の理由をふしていない。

これ、結局、審理不盡による理由不備の違法あるに歸するものといわねばならない。したがつて、原判決は、爾餘の論旨につき判断するまでもなく破棄をまぬがれない。

【研究】 本件については、左の事項が問題となるようにおもう。

まず、佐賀縣モーターボート競走會理事が地方自治法第一四二條の兼職禁止規定に該當するか否か。この點、もし、該當しないとすれば、上告人は、市長當選にさいし、何等の行爲をしなくても、當選の効力が發生する。しかし、原審裁判所は、同會理事を、地方自治法の同條にいう「主として同一の行爲をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれに準ずべき者」(傍點筆者)と判断する。また、上告審も一應かかる前提にたつていごとくである。

この點、「主として同一の行爲をする法人」とは、如何なる法人をいうか。長野士郎氏は、これにつき、「當該普通地方公共團體に對する請負又は當該普通地方公共團體において經費を負擔する事業につき、その團體の長若しくはその團體の長の委任を受けた者に對

する請負が、當該法人の業務の主要部分を占めるもの意である(行實・昭二二)。(逐條地方自治法一昭二九一三八三頁)といわれる。さらに、主要部分とは、具體的に如何なる程度をしめた場合をいうかにつき、ケース・バイ・ケースにより判定する外なきも、請負金額が全業務分量に對して五〇パーセント以上の比率と例示される(前掲書同一頁)。

さて、この點、本件についてみると、原審において、原告と被告・補助参加人とはことなる主張をなし、その何れが妥當なるかは、筆者の知るかぎりでない。したがつて、この點については、原審の認定にしたがわざるをえない(したがつて、上告審における前提も妥當なものともめざるをえない)。

つきに、本件の中心問題を形成している、上告人の競走會役員辭任の意思表示をみてみよう。このさい、まず問題となるのは、かかる意思表示にたいする適用法規如何の問題ではなからうか。換言すれば、民法が當然に適用すべきか否かである。裁判所はこの點明示しないし、判決例としては、この點を明示する必要もないであろう。田村浩一氏は、本件判例評釋において、この意思表示を行政行爲とし、民法規定をそのまま適用することをさけておられる(民商法雜誌四一卷二號一三五頁以下)。ただし、この場合、表現の問題にすぎぬかもしれないが、公法上の意思表示であつても、行政主體

が公權力發動のさいなす意思表示と、相手方たる私人のなす公法上の意思表示とは、その法的性質をことにする。したがつて、この場合、行政行為なる言葉の使用をさけるのが妥當ではなからうか。

さて、上告人の辭任行為をみると、たとえば、市長の辭任願、あるいは、本件における公職選挙法第一〇四條の届出は、あきらかに私人の公法行為といえよう。しかし、本件は競走會への辭任届を契機とし、市長當選の効力が争われている。市長當選の効力は、あきらかに公法上の効果にかんする問題である。しかし、その前提たる競走會役員辭任の問題は、競走會の法的性格をあきらかにせざるかぎり、公法行為とも私法行為とも判断しえない。かりに、競走會の法律關係につき民法が適用されるとすれば、私法行為を前提とし、公法効果が發生するにすぎず、本件前提は、まったく民法規定により解決さるべき問題となる。

しからば、競走會の法的性格如何。モーターボート競走法(昭二六  
一八法律第  
二四二號)には、つぎのごとき規定がそんする。

第二條一項に、自治廳長官の指定する市町村は、その議會の議決をへて、この法律の規定により、モーターボート競走をおこなうことができる旨、規定されている。

而して、同法第三條は、施行者が競走の實施を競走會に委任しうる旨を、また同第四條四項には「競走會及び全國競走連合會は、民

法(明治二十九年法律第八十九號)第三十四條の規定により設立される法人とする」と規定している。ただし、この項は、昭和三二年六月の法律第一七〇號により改正され、現行法は、第二一條二項に舊法第四條四項と同趣旨規定を、そして同條三項に、「競走會の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」と規定する。

競走會が右のごとき法的性格をもつとき、上告人の同會にたいする役員辭任届は民法の規定が適用され、田村氏のいわれるごとき、特別の考察を必要としないのではなからうか(田村浩一・前掲書判例評釋)。しからば、上告人の意思表示の問題は如何。上告人は競走會のすべての役職をしりぞく意思で、辭任届に、會長を辭任する旨規定した。この場合、形式的には、會長を辭任しても理事たる地位は依然残る。したがつて、錯誤の問題とも考えられるかもしれない。しかし、裁判所は、上告人の意欲するところと、會長選任の慣行とを併せ考察し、會長辭任の文書は、本件の場合、會長理事辭任届として、形式的にも實質的にも有効なものとする。而して、かくみなければならぬ理由をのべる(前出判旨)。その結論ならびに論旨は、妥當なものとかんがえる。

このように、上告人の意思表示を會長理事の辭任届とみると、本件はどのような歸結となるか。

上告人が市長當選の告知をうける前に、當該辭任届が競走會で受理されていると、上告人は、選舉管理委員會に何等届出をなさずに當選は有効である。したがつて、上告人が辭任届を提出したと主張し、原審裁判所が否定した五月一日までの行爲を、いづれと判斷するかにより、結論を左右する。

つぎに、五月二日には、上告人の會長辭任届が受理されたと原審は認定し、上告審は、會長理事辭任と解すべしという。一方、當選の告知も同日にうけている。したがつて、時間的前後が、選舉管理委員會への届出の要否を決定する。この點の解決は、さらに裁判所

の認定を必要とする。

さらに、當選告知後、辭任届が受理されたときは、選舉管理委員會へ届出をなさざるかぎり（原審はかかる届出かないと認定）、當選の効力が失われる。

要するに、本件につき最高裁判所のしめす判旨は正當なものであり、右述のごとき、さらに事實認定を要する問題の残るかぎり、破棄差戻を當然と考へる。

（金子 芳雄）

## 〔刑法 七〕 窃盜罪を構成する事例

昭和三五年四月二十六日最高裁第三小法廷判決、  
第一審（伊豫三島簡裁）第二審（高松高裁）  
刑集一四卷六號七八頁

【判示事項】 讓渡擔保にとつた貨物自動車の所有權が債權者に歸屬したとしても、債務者側において引き續き占有保管している右自動車を無断で債權者が運び去る所爲は窃盜罪を構成する。

【参照條文】 刑法第二三五條、同第二四二條

【事實】 被告人は昭和二八年二月二十五日午後一時頃E縣U郡T村一三七〇番地先道路上にあつた會社更生法による更生會社である

T製紙株式會社の管財人Kらの保管にかかるE—二二一六號の普通貨物自動車一臺をほしほしに氏名不詳のT縣人をして運轉させて被告人の倉庫まで運び去つた。

第一審裁判所は右の事實を認定して、窃盜罪の成立を認めたが、第二審（原審）もこの點では一審判決を支持した（但し量刑の點で破棄、自判して、一審では懲役六月、執行猶豫二年であつたのを、